

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



8-3 今後の展開と問合せ先

精巧なデータマイニング、ニセモノパターンの拡充、取締り対応システムの体系化を進め、自動検索及び探知の精度をあげていくと共に、情報収集対象を韓国内のオープンマーケットやショッピングモールだけでなく、閉鎖型個人ブログや外国(中国)のサイトにまで拡張していく予定とのことである。

日本を初めとする外国企業からの検索対象ブランドの追加要請については、会員登録などの手続が前提のようであるが、ジェトロソウル事務所や韓国 I P G (223 ページ参照)に相談すれば積極的に便宜を図るとのことである。

9. 商標権特別司法警察隊

9-1 設立経緯/目的と根拠法律

2010年8月5日「司法警察官吏の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」が改正され、韓国特許庁に「商標権特別司法警察隊」が設けられた。

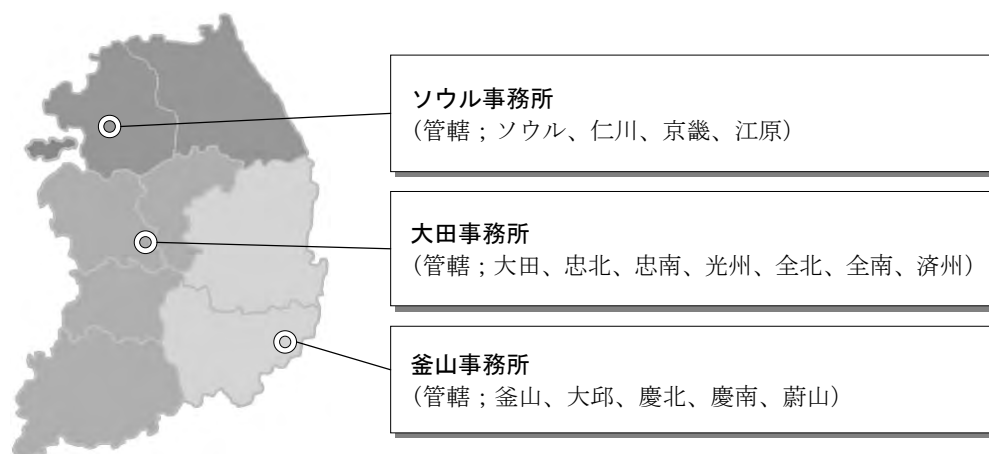
韓国の刑事訴訟法第197条に、警察官とは別に「森林、海事、専売、税務、軍捜査機関その他の特別司法警察官吏」に関する制度が定められており、知的財産分野では、著作権に関して2008年9月に文化体育観光部の著作権取締要員に特別司法警察権が付与され独自の取締が実施されている。

韓国特許庁には、これまで不正競争防止法第7条、第8条に基づき、偽造商品製造・販売など不正競争行為に対する調査及び是正勧告措置の権限が与えられていたが、押収・搜索・拘束などの実効性のある取締りは常に検察・警察の協力の下で行わなければならないため、適時効果的な執行が困難であり、取締り成果にはおのずと限界があった。商標権特別司法警察隊は、偽造商品取締りを強化し偽造商品の流通を根絶して、韓国の知的財産権保護水準を先進国水準まで向上させることにより、国家イメージを刷新、外国投資誘致に適した知的財産権環境に改善していくため設立された。

また、2011年12月14日には、「オンライン捜査班」も発足し、サイバー専門捜査官が配備され、オンラインでの偽造商品犯を捜査、刑事処罰が可能となった。

9-2 組織構造及び職務範囲

韓国特許庁は、ソウル、大田(テジョン)、釜山の3地域に取締事務所を設置している。



商標権特別司法警察隊の職務範囲は、不正競争防止法上の著名商標模倣者に対する刑事処罰(3000万ウォン以下の罰金又は3年以下の懲役)及び商標法上の商標権侵害者に対する刑事処罰(1億ウォン以下の罰金又は7年以下の懲役)と定められた。

10. サイバー捜査隊

10-1 設立経緯と目的

一般的には「サイバー捜査隊」と略称されているが、ハッキング、ウイルス製作及び流布など各種コンピュータ犯罪の捜査・摘発を担う韓国警察庁のサイバー犯罪専従捜査機関として正式名称は「警察庁サイバーテロ対応センター」である。

1995年ハッカー捜査隊として発足し1997年8月コンピュータ犯罪捜査隊、99年サイバー犯罪捜査隊へ拡大し、2000年7月からサイバーテロ対応センターとして創設され、検挙率80%以上を誇る。ハッキングやウイルス流布を始め、不法/有害サイトや悪意の書き込みによる風説の流布、ネットストーカー、メール爆弾など、オンラインネット上で発生する全ての犯罪をカバーしているが、オープンマーケットや個人ショッピングモールで商標権侵害やデザイン権侵害、著作権侵害の疑いのある模倣品が販売されている場合などにも積極的に対応しており、模倣品対策には有効である。

10-2 組織構造

警察庁サイバーテロ対応センターは協力運営チーム、捜査1チーム、捜査2チーム、技法開発室の3チーム1室で構成され、サイバーテロ総合対策の樹立実行、全国サイ

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。